

小樽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

改正後									改正前								
最近改正 令和4年9月29日条例第23号									制 定 平成4年3月31日条例第16号								
<p>(建築物の用途の制限等)</p> <p>第3条 地区整備計画の区域内においては、別表第2の地区整備計画の区域の計画地区(以下単に「計画地区」という。)の区分に応じ、それぞれ同表ア欄に掲げる建築物(車庫、物置その他これらに類するものを除く。)は、建築してはならない。</p> <p>2-9 (略)</p> <p>別表第2 (第3条-第9条関係)</p>									<p>(建築物の用途の制限等)</p> <p>第3条 地区整備計画の区域内においては、別表第2の地区整備計画の区域の計画地区(以下単に「計画地区」という。)の区分に応じ、それぞれ同表ア欄に掲げる建築物(車庫、物置その他これらに類するものを除く。)は、建築してはならない。</p> <p>2-9 (略)</p> <p>別表第2 (第3条-第9条関係)</p>								
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ			ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
地区整備計画の区域	計画地区の名称	建築してはならない建築物	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度	建築物の高さの最高限度	垣又は柵の高さの制限	地区整備計画の区域	計画地区の名称	建築してはならない建築物	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度	建築物の高さの最高限度	垣又は柵の高さの制限
		(略)									(略)						
幸地区地区整備計画区域	低層専用住宅地区	(略)							幸地区地区整備計画区域	低層専用住宅地区	(略)						

	低層集合住宅地区	次に掲げる建築物以外のもの (1)・(2) (略) (3) 保育所	10分の8	10分の5	50平方メートル	3メートル	10メートル	1.2メートル
~~~~~								
新光町地区整備計画区域	低層専用住宅地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 専用住宅。ただし、3戸以上の長屋を除く。 (2) 兼用住宅のうち、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する用途を兼ねるもの。ただし、3戸以上の長屋を除く。 (3) 2戸の長屋で、第1号の専用住宅及び前号の兼用住宅からなるもの (4) 共同住宅（3戸以上のものを除く。）	10分の8	10分の5	20平方メートル	1メートル	10メートル	1.2メートル以下
	集合住宅地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 共同住宅又は寄宿舎 (2) 診療所 (3) 保育所又は幼保連携型認定こども園（認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）			50平方メートル	3メートル		1.2メートル以下

	低層集合住宅地区	次に掲げる建築物以外のもの (1)・(2) (略) (3) 保育所	10分の8	10分の5	50平方メートル	3メートル	10メートル	1.2メートル
~~~~~								
新光町地区整備計画区域	低層専用住宅地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 専用住宅。ただし、3戸以上の長屋を除く。 (2) 兼用住宅のうち、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する用途を兼ねるもの。ただし、3戸以上の長屋を除く。 (3) 2戸の長屋で、第1号の専用住宅及び前号の兼用住宅からなるもの (4) 共同住宅（3戸以上のものを除く。）	10分の8	10分の5	20平方メートル	1メートル	10メートル	1.2メートル以下
	集合住宅地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 共同住宅又は寄宿舎 (2) 診療所			50平方メートル	3メートル		1.2メートル以下

		低層一般住宅・利便地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 専用住宅。ただし、3戸以上の長屋を除く。 (2) 兼用住宅のうち、政令第130条の3第3号、第5号又は第6号に該当する用途を兼ねるもの。ただし、3戸以上の長屋を除く。 (3) 共同住宅（3戸以上のものを除く。） (4) 物品販売業を営む店舗若しくは飲食店（風俗営業等に係る店舗又は飲食店を除く。）又はこれらの用途を兼ねる住宅（3戸以上の長屋及び共同住宅を除く。） (5) 2戸の長屋で、第1号の専用住宅、第2号の兼用住宅又は前号に規定する兼用住宅からなるもの（これらの号に該当するものを除く。）	10分の8	10分の5	20平方メートル	1メートル	10メートル	1.2メートル以下			利便施設地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 物品販売業を営む店舗又は飲食店（風俗営業等に係る店舗又は飲食店を除く。） (2) 兼用住宅のうち、政令第130条の3第2号又は第3号に該当する用途を兼ねるもの。ただし、長屋を除く。	30平方メートル	1メートル	10メートル	1.2メートル以下	
星野ニュータウン地区 地区整備計画区域	低層専用住宅地区	(略)								星野ニュータウン地区 地区整備計画区域	低層専用住宅地区	(略)						
	低層一般住宅地区	(略)									低層一般住宅地区	(略)						

	一般住宅・利便地区	次に掲げる建築物以外のもの (1)・(2) (略) (3) 幼稚園 <u>(幼稚園型認定こども園 (認定こども園法第3条第2項第1号の規定による教育を行う認定こども園をいう。)を含む。)</u> (4) 保育所又は幼保連携型認定こども園 (5)～(7) (略)			300平方メートル	2メートル	15メートル	1.2メートル以下
	研究施設地区	(略)						
~~~~~								

	一般住宅・利便地区	次に掲げる建築物以外のもの (1)・(2) (略) (3) 幼稚園 _____ _____ _____ _____ (4) 保育所 _____ _____ (5)～(7) (略)			300平方メートル	2メートル	15メートル	1.2メートル以下
	研究施設地区	(略)						
~~~~~								